

証券コード：8894
2022年1月13日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株 式 会 社 REVOLUTION
代表取締役社長 岡 本 貴 文

第36回定時株主総会及び 普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただくことをお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2022年1月27日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年1月28日（金曜日）午前10時00分（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間

3. 目的事項

【第36回定時株主総会】

- 報告事項
1. 第36期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第36期（2020年11月1日から2021年10月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 定款の一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

- 決議事項 議 案 定款の一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年1月27日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、3頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2022年1月27日（木曜日）午後6時までに行使してください。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応としてアルコール消毒及びマスク着用のご協力をお願いいたします。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 以下については当社ウェブサイト (<https://revolution.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合
 - ・株主総会の運営に大きな変更が生じた場合
 - ・本株主総会に係る決議通知（郵送による通知はございませんのでご了承ください。）

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

議決権の行使期限は、2022年1月27日(木曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (3) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

2. 議決権行使コード・パスワード入力による方法

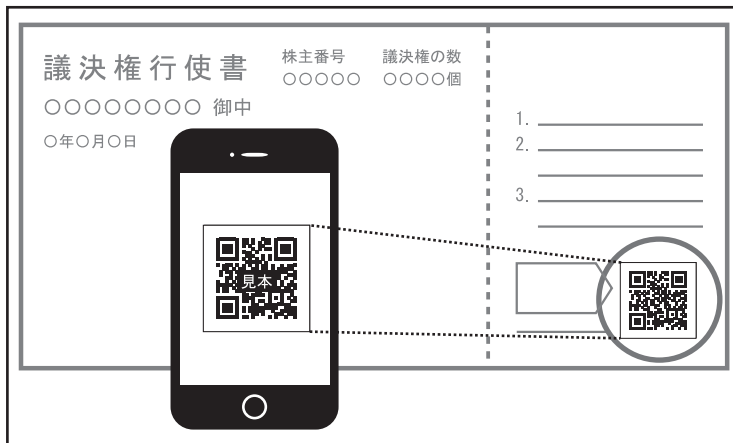
*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しております。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、
招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否ご入力ください。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (4) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3. 「スマート行使」による方法



- (1) 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。
- (2) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

4. パソコンやスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9 : 00~21 : 00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9 : 00~17 : 00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い緊急事態宣言等が発令され、企業活動や個人消費活動が制限される期間がある等、非常に厳しい状況にありました。一方で、ワクチン接種が進む中、感染状況が改善され、緊急事態宣言等が解除されたことにより、経済活動が徐々に活発化してはいるものの依然として先行きが不透明な状況となっております。

当社グループに係る不動産業界及び投資業界においても、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されており、先行きは不透明な状況です。

このような状況下、不動産事業においては、「住」を支える企業として感染症対策を施しながら積極的な営業活動を行いました。また、投資事業においては、投資案件の検討及び投資実行、保有する上場会社新株予約権を行使し、市場での売却を進めました。なお、継続的に営む予定はないスポットな事業として、いわゆる兄弟会社から業務の委託を受けたことで業務受託報酬を受領しました。また、保有する固定資産5物件の売却契約を締結、引き渡しを完了し、固定資産売却益及び減損損失をそれぞれ計上いたしました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は10億9千万円（前年同期比42.9%増）、営業利益は2億6百万円（前連結会計年度は営業損失3千2百万円）、経常利益は2億4千3百万円（前連結会計年度は経常損失3千7百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億5千4百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1億8千7百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売上高	構成比
不 動 産 事 業	747,137	68.5%
投 資 事 業	343,493	31.5%
合 計	1,090,630	100.0%

① 不動産事業

収益物件や中古住宅の仲介案件を中心に契約、引き渡しを進め、仕入れた再生再販物件は一部売却が完了しました。また、固定資産は合計5物件を売却しました。新型コロナウイルス感染症の懸念はあるものの必要なお客様へ住居の斡旋・提供を進めております。

この結果、当連結会計年度の売上高は7億4千7百万円（前年同期比0.3%減）、営業利益は1億6千4百万円（前年同期比8.4%減）となりました。

② 投資事業

当第4四半期会計期間において未上場会社2社に追加投資を実行し、これまでの投資実績は4社6件となりました。そのうち、㈱フルッタフルッタに関しては新株予約権を適宜行使し、市場の動向を鑑みながら売却を進めております。金地金寄託事業は、営業活動をスタートしておりますが実績はありません。また、投資運用業、投資助言代理業開始に向け、昨年11月以降、関東財務局に対して事前申請手続きを進め、様々な質疑応答を行っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は3億4千3百万円（前連結会計年度は売上高1千4百万円）、営業利益は3億1千1百万円（前連結会計年度は営業損失8百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、15,607千円であり、その主なものは、パソコン購入及び車両購入等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 33 期 2018年10月期	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 2020年10月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2021年10月期
売 上 高	—	—	763,453	1,090,630
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	—	—	△37,676	243,730
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△187,830	254,438
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	—	—	△0.81円	0.71円
総 資 産	—	—	1,994,814	2,199,788
純 資 産	—	—	1,406,035	1,659,151
1株当たり純資産額	—	—	4.77円	4.15円

(注) 1. 第35期より連結計算書類を作成しておりますので、第34期以前については記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

単位：千円

区 分	第 33 期 2018年10月期	第 34 期 2019年10月期	第 35 期 2020年10月期	第 36 期 (当事業年度) 2021年10月期
売 上 高	863,189	827,971	763,453	1,090,630
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	4,640	△16,863	△35,964	245,941
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	4,647	△55,185	△186,073	256,649
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	0.06円	△0.43円	△0.81円	0.72円
総 資 産	1,821,039	1,840,931	1,996,047	2,203,728
純 資 産	71,197	930,286	1,407,792	1,663,120
1 株 当 たり 純 資 産 額	0.97円	4.90円	4.78円	4.16円

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、第35期より連結決算に移行し、第36期は連結決算、個別決算ともに最終黒字を達成しました。

不動産事業の課題は、不動産売買の強化です。そのため西中国信用金庫との間で不動産投資を目的とした当座貸越契約を締結しました。これにより、安定的に物件を仕入れ、販売を進めていく準備は完了し、実行段階となります。

投資事業部につきましては、第36期に最も利益寄与した株式会社フルッタフルッタの取引実績の他、非上場株式3社への投資を実行しております。これらの投資は、第37期以降の売上利益に寄与する案件であり、今後も継続して新たな投資先の選定、実行による利益寄与の実現を目指します。

また、連結子会社にて投資運用業、投資助言代理業開始に向けて許認可の申請を進めております。現在、関係機関との質疑対応を迅速かつ適正に進めている状況であり、速やかに許認可を受け、業績に寄与させることを目指しており、当社グループの投資事業における最優先事項として強いビジョンを掲げています。

そして、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はEVO FUNDであり、当社の普通株式131,952,927株（議決権比率32.99%）保有しております。なお、2021年6月1日付で関東財務局長に提出された変更報告書によりますと、共同保有者を含めて265,854,312株所有する旨の開示がなされておりますが、2021年10月31日現在の株主名簿上確認することができませんので、同日現在の株主名簿に記録された株式数に基づく議決権等の所有（被所有）割合を記載しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、支配株主との間で取引が発生するような場合、一般的な取引条件と同様に法令等を確認し、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性を十分に検討し、その決定が恣意的に行われる事がないよう、社外取締役を含めた取締役会において審議を経た上で決定する方針としております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

各取引においては、社外取締役を含めた取締役会で前述イ. のとおり検討し、取引条件を決定しております。また、支配株主と利害関係のない社外取締役から、当社の少数株主にとって特段不利益なものとはいえず、利益に資する旨の意見書を受領していることから、少数株主に不利益を与えないものと判断しております。なお、当社の親会社の関連企業出身者であるフリード取締役、スコット取締役は、利害関係者と判断される場合には取締役会決議に参加しておらず、少数株主の保護の方策に関する指針と適合していると判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社REVOLUTION CAPITAL	60,000千円	100%	投資事業

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

⑤ その他

特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2021年10月31日現在）

事業部門	事業内容
不動産事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の 販売・仲介、賃貸物件の管理、斡旋
投資事業	金融商品取引・投資

(12) 主要拠点等 (2021年10月31日現在)

① 当社

本 社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706
新下関店	山口県下関市一の宮本町二丁目12番26号
東京支店	東京都千代田区紀尾井町4番1号

② 子会社

(株)REVOLUTION CAPITAL	東京都千代田区紀尾井町4番1号
-----------------------	-----------------

(13) 従業員の状況 (2021年10月31日現在)

	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	21名	3名減
女 性	15名	4名増
合計又は平均	36名	1名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年10月31日現在)

借 入 先	借入残高
西中国信用金庫	186,075千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,197,332,676株
 (注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式1,197,332,676株、
 A種種類株式4,650,000株、第1回B種種類株式2,500株、第2回B種種類株式2,500株、
 第3回B種種類株式2,500株であります。
- (2) 発行済株式の総数 普通株式399,996,349株(自己株式4,161株を除く。)
 A種種類株式3,597,600株(自己株式1,043,171株を除く。)
 第1回B種種類株式600株
- (3) 当期末株主数 普通株式13,477名(前期末比278名減)
 A種種類株式3名(前期末比増減無し)
 第1回B種種類株式1名(前期末比増減無し)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)				持株比率 (%)
	普通株式	A種 種類株式	第1回B種 種類株式	合計株式	
EVO FUND	131,952	-	-	131,952	32.69
TOMODACHI INVESTMENT LP	60,000	-	-	60,000	14.87
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP	45,308	-	-	45,308	11.23
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	15,000	-	-	15,000	3.72
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	9,995	-	-	9,995	2.48
楽天証券株式会社	3,476	-	-	3,476	0.86
株式会社 SBI証券	2,913	-	-	2,913	0.72
MAJOR LERCH LP	-	2,537	-	2,537	0.63
CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS-RESIDENT TOKYO	2,237	-	-	2,237	0.55
日本証券金融株式会社	2,192	-	-	2,192	0.54

(注) 持株比率は自己株式(1,047千株)を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（2021年10月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（2021年10月31日現在）
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 貴 文	—
取 締 役	板 井 均	—
取 締 役	津 野 浩 志	—
取 締 役	アンドリュー・フリード	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	福 田 享	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	デイビッド・ スコット	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	ロバート・ ジョン・ バレンタイン	—

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりです。
辞任

取締役板井均氏は、2021年8月31日をもって辞任により退任いたしました。

2. 取締役アンドリュー・フリード氏、福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

4. 取締役福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏は、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同）の個人別の報酬等（以下イ・ウを除く）の額またはその算定方法の決定に関する方針

月額支給の固定報酬のみとし、その額は在任年数や当社の業績等を考慮しながら、総合的に決定いたします。

イ. 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等がある場合は、業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針
現時点では定めていないため方針は定めておりません。

ウ. 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等がある場合は、その内容および額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針
現時点では定めていないため方針は定めておりません。

エ. 前述ア・イ・ウの額の割合の決定に関する方針

現時点では固定報酬しか定めていないため割合の決定に関する方針は定めておりません。

オ. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針

固定報酬に関しては月額支給とします。その他の報酬については支給することを定めておりませんので、条件等の決定に関する方針は定めておりません。

カ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を取締役その他の第三者に委任するときの事項（委任を受ける者の氏名等，委任する権限の内容，権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときはその内容）

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定するものとし、その決定に関しては取締役を含めた第三者へ委任しない方針です。

キ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（カを除く）

代表取締役からの提案により個人別の報酬額を取締役会で審議、決定します。

ク. 前述ア～キのほか，取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

重要な事項はありません。

②取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の人数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	36,000 (4,200)	36,000 (4,200)	—	—	4 (1)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	13,800 (8,400)	13,800 (8,400)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	49,800 (12,600)	49,800 (12,600)	—	—	7 (3)

- (注) 1. 上表には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年1月26日開催の定時株主総会において年額70,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員を除く）の員数は3名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額20,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終了直後における取締役（監査等委員）の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	アンドリュー・フリード	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全てに出席し、会社経営に関わった豊富な経験と幅広い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	福 田 享	当事業年度に開催された取締役会12回のうち全て、監査等委員会13回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	ロバート・ジョン・バレンタイン	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、監査等委員会13回のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第4項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

④親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,800千円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

(5) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、「内部統制に関する助言業務」等を委託しております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役の直属部門として内部統制室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役に報告する。

- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織を取締役会とする。なお、内部統制室は、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会並びに経営会議で報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、「内部通報制度規程」を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、リスクや被害等の最小化を図る。
- (2) 内部統制室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに経営会議で報告する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は事業計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「組織及び業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「子会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画部が統括するものとし、経営企画部の担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

(1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の管理を統括する当社の経営企画部が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともにリスクや被害等の最小化を図る。

②当社の内部統制室は、当社及び子会社の内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、経営会議等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの事業計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得たうえで職務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

①子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画部及び内部統制室は、必要に応じて子会社を指導する。

VI. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。

(3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。

VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制

(1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。
- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - ②リスク管理の状況
 - ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
 - ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ⑥その他上記①～⑤に準じる事項
- (3) 当社の内部統制室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

VIII. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の内部統制室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述(1)と同様の扱いとする。

IX. 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、前払い又は償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

X. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査等委員である取締役が監査の実施に当たり、独自に顧問弁護士を雇用し、又は必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の職務の執行について

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、経営会議にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

②リスク管理体制について

不定期ではあるものの、自らの業務や部門内外にあるリスクが顕在化していないかを全社員にチェックさせ、所属長を通じて業務監査室へチェック結果を提出することとしております。

③内部監査の実施について

内部監査を担当する業務監査室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

④監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する業務監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、前期まで配当原資となる利益剰余金がマイナスであったことから、財務体質強化に向けた内部留保を優先し、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。今後、更なる業績の向上に努め、早期に復配を目指す所存であります。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	984,597	流動負債	285,629
現金及び預金	626,194	営業未払金	17,934
営業未収入金	13,050	1年内返済予定の長期借入金	8,628
営業投資有価証券	117,236	未払金	10,847
商販売用不動産	311	借入有価証券	49,834
未成工事支出金	65,602	預り金	98,833
その他の	6,975	賞与引当金	9,330
貸倒引当金	155,477	前受収益	51,966
固定資産	△251	その他の	38,255
有形固定資産	1,211,659	固定負債	255,006
建物及び構築物	1,149,525	長期借入金	177,446
車両運搬具	558,594	退職給付に係る負債	18,561
工具器具備品	3,877	預り敷金保証金	56,421
土地	9,940	その他	2,576
無形固定資産	577,113		
ソフトウェア	10,559	負債合計	540,636
電話加入権	1,149,525	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,265	株主資本	1,653,967
投資有価証券	51,574	資本金	100,000
出資	8,424	資本剰余金	1,511,355
破産更生債権等	950	利益剰余金	44,582
敷金・保証金	206,679	自己株式	△1,969
貸倒引当金	△206,679	その他の包括利益累計額	5,183
繰延資産	3,530	その他有価証券評価差額金	5,183
株式交付費	3,530	純資産合計	1,659,151
資産合計	2,199,788	負債及び純資産合計	2,199,788

連結損益計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金	額
売	上	高					
不完	動	産	販	売	高	93,441	
賃	成	工	事	事	高	3,772	
金	貸	業	業	収	入	649,922	
	融	収		益		343,493	1,090,630
売	上	原	価				
不完	動	産	販	売	原	53,903	
賃	成	工	事	原	価	2,945	
支	貸	業	業	原	価	488,706	
た	払	息	及	引	料	726	
	な	資	び	割	損	1,920	548,202
	卸	産	評	価			
売	上	総	利	益			542,428
	販	売	費	及	び		335,835
					一		206,592
					般		
					管		
					理		
					費		
営	業	利	益				206,592
営	業	外	収	益			
受	取	利	息	及	び	240	
業	務	受	託	配	当	124,111	
貸	倒	引	当	金	戻	360	
そ			の	入	額	2,981	127,693
営	業	外	費	用			
支	業	業	利	用	息	4,294	
株	式	交	付	費	却	5,295	
業	務	受	託	費	用	79,978	
そ		の	の	他	他	986	90,555
経	常	利	益				243,730
特	別	利	益				
固	定	資	産	売	却	20,517	20,517
特	別	産	損	除	却	71	
固	定	資	産	除	却	9,291	9,362
減		損	損	失			
税	金	等	調	整	前	254,886	254,886
法	人	税	住	民	税	447	447
					及		
					び		
					事		
					業		
					税		
当	期	純	利	益			254,438
非	支	配	株	主	に		
					帰		
					属		
					す		
					る		
					当		
					期		
					純		
					利		
					益		
親	会	社	株	主	に		254,438
					帰		
					属		
					す		
					る		
					当		
					期		
					純		
					利		
					益		

連結株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,287,878	1,385,632	△1,272,011	△1,968	1,399,530
当 期 変 動 額					
減 資	△1,187,878	1,187,878			—
欠 損 填 補		△1,062,155	1,062,155		—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			254,438		254,438
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	△1,187,878	125,722	1,316,593	△0	254,437
当 期 末 残 高	100,000	1,511,355	44,582	△1,969	1,653,967

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	6,504	6,504	—	1,406,035
当 期 変 動 額				
減 資				—
欠 損 填 補				—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				254,438
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,320	△1,320		△1,320
当 期 変 動 額 合 計	△1,320	△1,320	—	253,116
当 期 末 残 高	5,183	5,183	—	1,659,151

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 株式会社REVOLUTION CAPITAL
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの
連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- (7) 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

4. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) 時価のない営業投資有価証券等

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年10月31日)
営業投資有価証券	67,401千円
流動資産「その他」	27,637千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

I. 算出方法

営業投資有価証券のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式及び非上場新株予約権は投資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、相当の減額をなし、評価差額を売上原価として計上する必要があります。また、流動資産の「その他」に計上している金融商品に該当しない将来株式取得略式契約スキーム（以下、「SAFE」といい、これらを含め、以下、「時価のない営業投資有価証券等」という）については、実質価額を考慮し、回収不能が見込まれる場合には、回収不能見込額を引当金として処理する必要があります。

II. 主要な仮定

実質価額の算定にあたっては、投資先が発行する有価証券の商品性や投資スキームを規定する契約等の諸条件が実質価額に及ぼす影響を考慮する必要があります。また、実質価額が著しく低下した場合、回復可能性の判断にあたり、投資先における市場環境の変化、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画の実現可能性を検討し、投資先の事業計画が合理的であるという仮定に基づき、判断しています。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見積りに用いた投資先の事業計画の不確実性は高く、実質価額が著しく低下し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、時価のない営業投資有価証券等の減損処理または引当金処理が必要となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (2021年10月31日)
有形固定資産	1,149,525千円
減損損失	9,291千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

I. 算出方法

当社グループは、固定資産の減損損失の要否判定を実施するにあたり、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。有形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上するものとしております。なお、上記金額は取締役会で売却決議したことにより、売却予定価額が帳簿価額を下回る見込みであったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

II. 主要な仮定

事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

III. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、新型コロナウイルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び将来キャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、追加的な損失の発生の可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	781,318千円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	103,129千円
土地	45,996千円
計	149,126千円
上記に対応する債務	
長期借入金	186,075千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	186,075千円

(追加情報)

第2四半期連結会計期間において、投資事業で保有するその他有価証券55,287千円を、投資有価証券から営業投資有価証券へ振り替えております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	294,692,398	105,308,112	—	400,000,510
A種種類株式(株)	4,640,771	—	—	4,640,771
第1回B種種類株式(株)	600	—	—	600

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

A種種類株式の取得請求権による新株の発行による増加 105,308,112株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,141	20	—	4,161
A種種類株式(株)	—	1,043,171	—	1,043,171

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

单元未満株式の買取りによる増加 20株

A種種類株式

取得請求権による増加 1,043,171株

(3) 当連結会計年度の末日における当社グループが発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

8. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、主に不動産事業及び投資事業を行うための資金及び運転資金等について、金融機関等により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、営業投資有価証券及び投資有価証券並びに借入有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に不動産事業を行うことを目的としたものであり、償還日は決算日後、20年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に則り、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	626,194	626,194	—
(2) 営業未収入金 貸倒引当金	13,050 △251		
	12,799	12,799	—
(3) 営業投資有価証券	49,834	49,834	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金	206,679 △206,679		
	—	—	—
(5) 投資有価証券	8,424	8,424	—
資産計	697,251	697,251	—
(1) 営業未払金	17,934	17,934	—
(2) 借入有価証券	49,834	49,834	—
(3) 長期借入金(※)	186,075	184,656	△1,419
負債計	253,844	252,424	△1,419

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 営業未収入金

短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 営業投資有価証券及び(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

負債

- (1) 営業未払金
短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 借入有価証券
時価については、取引所の価格によっております。
- (3) 長期借入金
元利合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	55,911千円
非上場新株予約権	11,489千円
出資金	950千円
敷金・保証金	42,200千円
預り敷金保証金	56,421千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(注3) 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	626,194	—	—	—
営業未収入金	13,050	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	8,628	8,119	8,271	8,425	7,861	144,768

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当社グループは、山口県その他の地域において、賃貸用の土地及び施設を有しております。2021年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は111,815千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,276,833	△151,157	1,125,675	1,173,518

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加要因は改修工事、主な減少要因は売却及び減価償却であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円15銭
(2) 1株当たり当期純利益 0円71銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(当座貸越契約の締結)

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、西中国信用金庫との間で当座貸越契約を締結することを決議し、契約を締結しました。

1. 本契約締結の目的

本契約は、今後の不動産事業セグメントにおける事業拡大に備え、中古住宅や土地等の売買物件を仕入れるための資金確保を目的としたものです。山口県内を中心とし、実績のある北九州市や大分県での仕入れを視野に入れております。

2. 本契約の内容

(1) 借入先	西中国信用金庫
(2) 極度額	800,000千円
(3) 契約日	2021年11月30日
(4) 返済予定日	随時
(5) 借入金利	固定金利
(6) 担保の内容	所有不動産の一部に根抵当権を設定

(社債の引受)

当社は、2021年12月10日開催の取締役会において、RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債を引受けることを決議し、2021年12月16日に払込を完了いたしました。

1. 本件の目的

本件は、ジャスダック市場に上場する株式会社レッド・プラネット・ジャパン（証券コード：3350、以下「R P J」という）の親会社であるRED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債を引受けるものです。当社の投資事業案件として、現時点での担保価値は十分であること、契約先が担保価値の保全に努めること等からリスクを十分許容できるため、短期的な金利獲得を目的としており、営業投資有価証券として保有する予定です。

2. 社債概要

(1) 社債の名称	BOND INSTRUMENT in respect of JPY400,000,000 secured bond
(2) 発行総額	400,000千円
(3) 利率	14.99%
(4) 払込日	2021年12月16日
(5) 償還日	2022年5月10日
(6) 利払日	償還日
(7) 担保	R P J 普通株式37,542,453株 (発行済株式の総数に対する割合65.64%)

3. 相手先概要

(1) 商号	RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD.
(2) 所在地	150 Cecil Street #14-01 Singapore 069543
(3) 事業内容	pure holding company
(4) 資本金	USD 77,409,919.9

※当社と相手先との間に資本関係、人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	928,538	流動負債	285,602
現金及び預金	568,521	営業未払金	17,934
営業未収入金	13,050	1年内返済予定の長期借入金	8,628
営業投資有価証券	117,236	未払金	14,629
商販売用不動産	311	借入有価証券	49,834
未成工事支出金	65,602	預り金	98,833
未収還付法人税等	6,975	賞与引当金	9,330
その他の	5,865	前受収益	51,966
貸倒引当金	151,225	その他の	34,445
	△251	固定負債	255,006
固定資産	1,271,659	長期借入金	177,446
有形固定資産	1,149,525	退職給付引当金	18,561
建物	558,460	預り敷金保証金	56,421
構築物	134	その他の	2,576
車両運搬具	3,877		
工具器具備品	9,940		
土地	577,113	負債合計	540,608
無形固定資産	10,559	(純資産の部)	
ソフトウェア	6,293	株主資本	1,657,936
電話加入権	4,265	資本金	100,000
投資その他の資産	111,574	資本剰余金	1,511,355
投資有価証券	8,424	その他資本剰余金	1,511,355
関係会社株式	60,000	利益剰余金	48,550
出資	950	その他利益剰余金	48,550
破産更生債権等	206,679	繰越利益剰余金	48,550
敷金・保証金	42,200	繰越利益剰余金	△1,969
貸倒引当金	△206,679	自己株式	5,183
繰延資産	3,530	評価・換算差額等	5,183
株式交付費	3,530	その他有価証券評価差額金	5,183
		純資産合計	1,663,120
資産合計	2,203,728	負債及び純資産合計	2,203,728

損 益 計 算 書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売	上 高		
不完	動 産 販 売 高	93,441	
賃	成 工 事 高	3,772	
金	貸 事 業 収 入	649,922	
	融 収 益	343,493	1,090,630
売	上 原 価		
不完	動 産 販 売 原 価	53,903	
賃	成 工 事 原 価	2,945	
支	払 利 息 及 び 割 引 料	488,706	
た	な 卸 資 産 評 価 損	726	
		1,920	548,202
売	上 総 利 益		542,428
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		333,623
営	業 利 益		208,804
営	業 外 収 益		
受	取 利 息 及 び 配 当 金	239	
業	務 受 託 収 入	124,111	
貸	倒 引 当 金 戻 入	360	
そ	の	2,981	127,692
営	業 外 費 用		
支	払 交 付 利 息 借 却 用 損 他	4,294	
株	式 務 受 託 差	5,295	
業	為 替	79,978	
為	の	42	
そ		943	90,555
経	常 利 益		245,941
特	別 利 産 売 却 益	20,517	20,517
特	固 定 別 資 産 損 除 却 損 失	71	
	固 定 資 産 損 除 却 損 失	9,291	9,362
	税 引 前 当 期 純 利 益		257,097
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		447
	当 期 純 利 益		256,649

株主資本等変動計算書

(2020年11月1日から
2021年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	1,287,878	837,878	547,753	1,385,632	—	△1,270,254	△1,270,254
当 期 変 動 額							
減 資	△1,187,878	△837,878	2,025,757	1,187,878			—
欠 損 填 補			△1,062,155	△1,062,155		1,062,155	1,062,155
当 期 純 利 益						256,649	256,649
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	△1,187,878	△837,878	963,601	125,722	—	1,318,804	1,318,804
当 期 末 残 高	100,000	—	1,511,355	1,511,355	—	48,550	48,550

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,968	1,401,287	6,504	6,504	—	1,407,792
当 期 変 動 額						
減 資		—				—
欠 損 填 補		—				—
当 期 純 利 益		256,649				256,649
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,320	△1,320		△1,320
当 期 変 動 額 合 計	△0	256,649	△1,320	△1,320	—	255,327
当 期 末 残 高	△1,969	1,657,936	5,183	5,183	—	1,663,120

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|--|
| ①関係会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ②売買目的有価証券 | 時価法（売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ③その他有価証券 | 時価のあるもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| 商品・販売用不動産・未成工事支出金 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 |
|-------------------|---------------------------------------|

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法
株式交付費

3年間で均等償却しております。

(6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

2. 表示方法の変更

当該注記については、「連結注記表 4. 表示方法の変更」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

当該注記については、「連結注記表 5. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	781,318千円
(2) 担保に供している資産	
建物	103,129千円
土地	45,996千円
計	149,126千円
上記に対応する債務	
長期借入金	186,075千円
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	
計	186,075千円
(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	1,831千円

(追加情報)

第2四半期会計期間において、投資事業で保有するその他有価証券55,287千円を、投資有価証券から営業投資有価証券へ振り替えております。

5. 損益計算書の注記

- (1) 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額
該当事項はありません。

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
山口県下関市2物件	賃貸等不動産	土地、建物	9,291
合計			9,291

①減損損失の認識に至った経緯

上記資産の売却決議により、売却予定価額が帳簿価額を下回る見込みであったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②グルーピングの方法

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸等不動産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。

③回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、その価額は売買契約により算定しております。

6. 株主資本等変動計算書の注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	4,141	20	—	4,161
A種種類株式(株)	—	1,043,171	—	1,043,171

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

普通株式

単元未満株式の買取りによる増加 20株

A種種類株式

取得請求権による増加 1,043,171株

7. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	3,180千円
退職給付引当金	6,327千円
貸倒引当金	70,542千円
たな卸不動産	12,258千円
減損損失	320,400千円
税務上の繰越欠損金	974,992千円
その他	25,398千円
繰延税金資産小計	<u>1,413,100千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△974,992千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△438,108千円
評価性引当額小計	<u>1,413,100千円</u>
繰延税金資産合計	<u>一千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>1,740千円</u>
繰延税金負債合計	<u>1,740千円</u>
繰延税金負債純額	<u>1,740千円</u>

8. 関連当事者との取引の注記

(1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

(2) 関連会社等
該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	EVOLUTION JAPAN(株)	東京都千代田区	100,000	投資事業	—	業務受託	業務受託報酬	124,111	前受収益	26,033
	Japan Allocation Fund SPC, Segregated Portfolio B	Cayman Islands	30,000	投資事業	—	出資の引受	出資の引受	10,000	営業投資有価証券	30,000
	EVOLUTION JAPAN証券(株)	東京都千代田区	994,058	証券業	—	証券取引	資金の預け入れ	68,101	預け金	92,973

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等は次のとおりです。
取引の価格の算定は双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
資金の預け入れ額は、取引残高を勘案し決定しております。
2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 4円16銭
- (2) 1株当たり当期純利益 0円72銭

10. 重要な後発事象の注記

(当座貸越契約の締結)

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、西中国信用金庫との間で当座貸越契約を締結することを決議し、契約を締結しました。

1. 本契約締結の目的

本契約は、今後の不動産事業セグメントにおける事業拡大に備え、中古住宅や土地等の売買物件を仕入れるための資金確保を目的としたものです。山口県内を中心とし、実績のある北九州市や大分県での仕入れを視野に入れております。

2. 本契約の内容

(1) 借入先	西中国信用金庫
(2) 極度額	800,000千円
(3) 契約日	2021年11月30日
(4) 返済予定日	随時
(5) 借入金利	固定金利
(6) 担保の内容	所有不動産の一部に根抵当権を設定

(社債の引受)

当社は、2021年12月10日開催の取締役会において、RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債を引受けることを決議し、2021年12月16日に払込を完了いたしました。

1. 本件の目的

本件は、ジャスダック市場に上場する株式会社レッド・プラネット・ジャパン（証券コード：3350、以下「RPJ」という）の親会社であるRED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債を引受けるものです。当社の投資事業案件として、現時点での担保価値は十分であること、契約先が担保価値の保全に努めること等からリスクを十分許容できるため、短期的な金利獲得を目的としており、営業投資有価証券として保有する予定です。

2. 社債概要

(1) 社債の名称	BOND INSTRUMENT in respect of JPY400,000,000 secured bond
(2) 発行総額	400,000千円
(3) 利率	14.99%
(4) 払込日	2021年12月16日
(5) 償還日	2022年5月10日
(6) 利払日	償還日
(7) 担保	R P J 普通株式37,542,453株 (発行済株式の総数に対する割合65.64%)

3. 相手先概要

(1) 商号	RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD.
(2) 所在地	150 Cecil Street #14-01 Singapore 069543
(3) 事業内容	pure holding company
(4) 資本金	USD 77,409,919.9

※当社と相手先との間に資本関係、人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士 岩部俊夫
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 川井恵一郎
業務執行社員	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2020年11月1日から2021年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社REVOLUTION及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（社債の引受）に記載されている通り、会社は2021年12月10日開催の取締役会において、RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債の引受を決議し、2021年12月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年12月21日

株式会社REVOLUTION

取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 岩部俊夫

公認会計士 川井恵一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社REVOLUTIONの2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象（社債の引受）に記載されている通り、会社は2021年12月10日開催の取締役会において、RED PLANET HOLDINGS PTE. LTD. が発行する担保付社債の引受を決議し、2021年12月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年11月1日から2021年10月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人・EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年12月22日

株式会社REVOLUTION
監査等委員会

常勤監査等委員 福田 享 ㊟
監査等委員 ロバート・ジョン・バレンタイン ㊟
監査等委員 デイビッド・スコット ㊟

(注) 監査等委員福田享、ロバート・ジョン・バレンタインは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

【第36回定時株主総会】

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、発行可能株式総数を増加させるため、必要な変更を行うものであります。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本定時株主総会によるご承認に加えて、普通株主様による種類株主総会、及びA種種類株主様による種類株主総会、並びに第1回B種種類株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第二章 株式	第二章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,197,332,676株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>1,618,567,524株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。
普通株式 <u>1,197,332,676株</u>	普通株式 <u>1,618,567,524株</u>
A種種類株式 4,650,000株	A種種類株式 4,650,000株
第1回B種種類株式 2,500株	第1回B種種類株式 2,500株
第2回B種種類株式 2,500株	第2回B種種類株式 2,500株
第3回B種種類株式 2,500株	第3回B種種類株式 2,500株
以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。	以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(4名)は任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	おかもとたかふみ 岡本貴文 (1977年3月10日)	2000年5月 当社入社 2006年3月 当社 営業統括部(現:不動産事業部)課長 2008年3月 当社 不動産開発部(現:不動産事業部)部次長 2016年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:不動産事業部)シニアマネージャー 2016年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)	普通株式 92,800株	—
2	つのひろし 津野浩志 (1983年4月7日)	2004年4月 当社入社 2014年7月 当社 経営企画室(現:経営企画部)リーダー 2016年7月 当社 経営企画室(現:経営企画部)マネージャー 2016年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 32,300株	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数	当社との 特別の 利害関係
3	※ ふー じょん FOU JOHN ちー ちよんぐ CHI CHONG (1967年9月2日)	1990年9月 ベアリング証券JAPAN入社 1996年12月 カナダインペリアルコマース銀行 入社 2000年6月 ドレスナー・クライノオート・ワ ッサースタイン入社 2002年7月 ジェネレーション・グループ株式 会社 代表取締役就任 2012年6月 株式会社マックスマネー・インベ ストメント(現:EVOLUTION総研株 株式会社) 代表取締役就任 2012年6月 ビバーチュ・キャピタル・マネジ メント株式会社 (現:EVOLUTION JAPANアセットマ ネジメント株式会社) 取締役就任 2012年6月 アルバース証券株式会社 (現:EVOLUTION JAPAN証券株式会 社) 取締役就任 2012年6月 エース交易株式会社 (現:EVOLUTION JAPAN証券株式会 社)代表取締役就任 2014年12月 株式会社IKEZOE TRUST 代表取締役就任 2016年1月 株式会社IKEZOE TRUST 取締役就任(現任) 2016年4月 eフロント証券株式会社 代表取締役就任 2018年4月 ヴァガボンドサーフ株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年3月 当社入社 東京支店(現:投資事業部) 執行役員就任(現任) 2020年7月 株式会社REVOLUTION CAPITAL 代表取締役就任(現任)	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
4	※ 伏見 崇宏 (1991年6月14日)	2014年4月 General Electric FMP入社 2016年10月 一般社団法人C4 入社 2017年2月 一般社団法人C4 事務局長就任(現任) 2017年10月 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 入社 2020年1月 ICHI COMMONS株式会社設立 代表取締役就任(現任) 2021年2月 Evo Acquisition Corp. 独立役員就任(現任)	—	—

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. FOU JOHN CHI CHONG氏は、過去10年において、当社の親会社の子会社等の業務執行者でありました。なお、同氏の現在及び過去10年間の地位及び担当については、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおりであります。
3. FOU JOHN CHI CHONG氏は、30年間に渡るキャリアにおいて様々な投資経験や経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバルな業界で培った人脈を生かすことで、投資事業へ貢献していただけると判断し、新たに取締役候補者となりました。
4. 伏見崇宏氏は、自ら起業した経営者として事業経営の経験に加え、投資事業の業界経験、社団法人では社会課題解決に向けた取り組み経験を有しており、多角的な意見が得られると判断し、新たに取締役候補者となりました。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	ふく だ すすむ 福田 享 (1947年4月10日)	1970年4月 下関信用金庫(現:西中国信用金庫)入庫 2007年10月 ㈱にしんビジネス入社 2014年5月 当社常勤監査役 2018年1月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	—	—
2	ロバート・ ジョン・ バレンタイン (1950年5月13日)	1971年3月 ロサンゼルス・ドジャース入団 1980年2月 メジャーリーガーとしての現役引退 1985年3月 テキサス・レンジャーズ監督就任 1995年3月 千葉ロッテマリーンズ監督就任 1996年3月 ニューヨーク・メッツ監督就任 2002年3月 E S P N野球アナリスト就任 2004年3月 千葉ロッテマリーンズ監督就任 2012年3月 ボストン・レッドソックス監督就任 2013年7月 Sacred Heart 大学 アスレチック部門長(現任) 2019年11月 当社取締役(監査等委員) 就任(現任)	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
3	※ たか はし たか とし 高 橋 隆 敏 (1963年6月7日)	1993年4月 KPMGビートマーウィック株式会社 入社 1999年10月 アクタスマネジメントサービス株式会社 入社 2002年10月 高橋隆敏税理士事務所 開業 所長就任 2020年6月 Vistra Japan税理士法人 設立 代表者就任(現任)	—	(注) 2

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 当社は高橋隆敏氏が代表を務めるVistra Japan税理士法人と業務契約を締結しております。
3. 福田享氏、ロバート・ジョン・バレンタイン氏及び高橋隆敏氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、福田享氏及びロバート・ジョン・バレンタイン氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割、独立性については次のとおりです。
- ① 福田享氏は、2014年5月から監査役を務めており、下関信用金庫（現：西中国信用金庫）において培われた専門的な知識・経験等を生かし、当社監査役として経営全般の監視及び有効な助言を行ってまいりました。業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ② ロバート・ジョン・バレンタイン氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、米国、日本に精通し、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」の欄に記載のとおり、長くプロ野球の世界で活躍されたマネジメント手腕や複眼力により業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たしていただけるものと判断しております。
- ③ 高橋隆敏氏は、会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な見地から会計に関して専門的な見識を有しており、その経験と見識から監査等委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 福田享氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. ロバート・ジョン・バレンタイン氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年2か月となります。

以 上

【普通株主による種類株主総会】
株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

今後の機動的な資本政策に備えることを目的として、発行可能株式総数を増加させるため、必要な変更を行うものであります。

なお、本議案は会社法第322条第1項第1号に定める定款変更となりますので、本定時株主総会によるご承認に加えて、普通株主様による種類株主総会、及びA種種類株主様による種類株主総会、並びに第1回B種種類株主様による種類株主総会において承認されることが条件となります。

2. 定款変更の内容

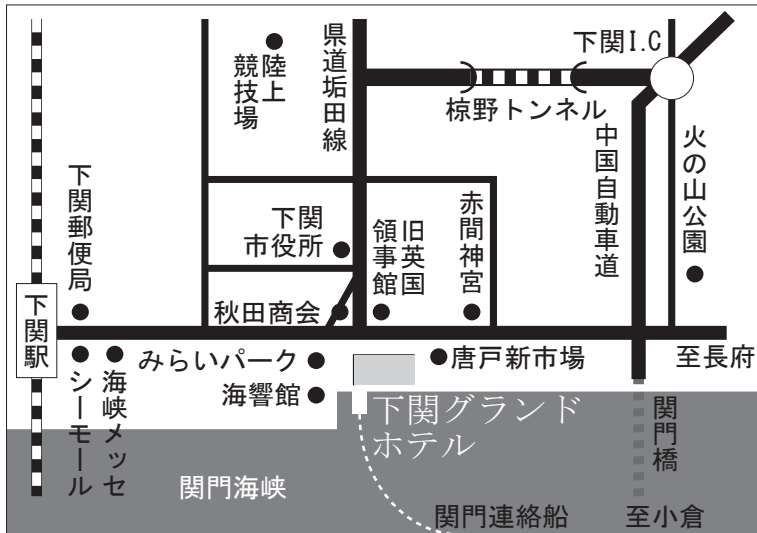
変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第二章 株式	第二章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は1,197,332,676株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。	第6条 当社の発行可能株式総数は1,618,567,524株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第3回B種種類株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500株を超えないものとする。
普通株式 <u>1,197,332,676株</u>	普通株式 <u>1,618,567,524株</u>
A種種類株式 4,650,000株	A種種類株式 4,650,000株
第1回B種種類株式 2,500株	第1回B種種類株式 2,500株
第2回B種種類株式 2,500株	第2回B種種類株式 2,500株
第3回B種種類株式 2,500株	第3回B種種類株式 2,500株
以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。	以下、第1回ないし第3回B種種類株式を併せて「B種種類株式」といい、第1回ないし第3回B種種類株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合には「各B種種類株式」という。

以上

株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C.より車で15分
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。